

中山間地域等直接支払交付金事業（第6期対策）

の活用をご検討ください。

中山間地域等直接支払制度とは？

農業の生産条件が不利な中山間地域等において、集落等が農用地を維持・管理していくための農業活動を実施する場合に、面積に応じて一定額を支援する仕組みであり、平成12年から続いています。

また、本事業は活動期間を5年で1期と捉え、令和6年度で第5期対策が終了し、令和7年度から新たに第6期対策が始まります。

既に本事業を活用したことがある集落は、継続した活用を検討して下さい。

まだ活用したことの無い集落につきましては、活動を開始する良い機会ですので、是非検討してください。

対象となる農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20以上、畑：15°以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑：8°以上15°未満）等



対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動を継続する農業者

（例）

集落協定：対象農用地において、農業生産活動を行う複数の農業者等が締結する協定

個別協定：認定農業者等が所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受ける形で締結する協定

交付単価（円／10a）

地目	区分	交付単価
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500
草地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（8°以上）	3,000
	草地比率の高い草地（寒冷地）	1,500
採草放牧地	急傾斜（15°以上）	1,000
	緩傾斜（8°以上）	300

必要な活動内容

- ① 農業生産活動
（例）水路・農道の管理活動（草刈り、泥上げ等）、耕作放棄地の発生防止等
- ② 多面的機能を増進する活動
（例）景観作物の作付け、周辺林地の管理、体験農園、魚類の保護等